

# 春日町内会 特別会計取り扱い基準

## (目 的)

第 1 条 特別会計は、会館の建て替えや大きな修繕費用等の補助資金として積み立て活用することを目的とする。

## (積立財源)

第 2 条 積立財源は、原則として毎月実施しているリサイクル収益金および上尾市地域リサイクル事業報奨金を当てるものとする。

## (会計処理)

第 3 条 会計処理は、リサイクル収益金および上尾市地域リサイクル事業報奨金を年度末に普通預金口座から定期預金口座に振り替える。

## (監 査)

第 4 条 特別会計の監査は、年度末決算後、毎年4月に一般会計に併せて監査を受けるものとする。  
なお、監査結果は総会に於いて報告する。

## (決 済)

第 5 条 特別会計を取り崩す場合は、四役会議にて審議し理事会の承認を得るものとする。  
なお、総会に於いても報告する。

## (改 廃)

第 6 条 この基準の改廃は、四役会議にて審議し理事会の決議による。

## (施行日)

第 7 条 この取り扱い基準は、平成29年7月1日から施行する。  
2. この取り扱い基準は、平成31年4月1日より一部改訂する。